

6 文科高第 1457 号
令和 6 年 1 月 2 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省高等教育局私学部長
浅 野 敦 行

私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について（通知）

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「改正助成法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下「助成対象学校法人」という。）で文部科学大臣を所轄庁とするものは、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正法による改正後の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「改正私学法」という。）第 86 条第 2 項の会計監査報告を添付して、文部科学大臣に提出することとされています。

については、書類の提出に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県知事におかれでは、所轄の学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人に対して周知いただくとともに、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、学校法人が所轄庁に書類を提出する際の提出方法等について、本通知を参考としつつ、適切にお取り計らいください。

記

第一 文部科学大臣への書類の提出について

文部科学大臣への書類の提出については、次のことに留意されたい。

1. 提出書類について

- (1) 助成対象学校法人で文部科学大臣を所轄庁とするものは、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類（改正私学法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに当該

会計年度の翌会計年度の収支予算書に、会計監査報告（改正私学法第 86 条第 2 項の会計監査報告をいう。以下同じ。）を添付して、文部科学大臣に提出することとされていること。

- (2) 同条第 4 項ただし書により補助金の額が少額である場合の会計監査報告の添付の免除に係る文部科学大臣の許可については、改正助成法において「寡少」から「少額」に表現が適正化されたたものの趣旨は変更されていないことを踏まえ、昭和 51 年 4 月 8 日付け文管振第 153 号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」の記の第 3 の 2 における「補助金の額が寡少」の取扱いにより、当面一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合を意味するものとして運用すること。
- (3) 私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条の規定に基づき、文部科学大臣への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに文部科学大臣が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (4) 文部科学大臣が定める書類は、令和 6 年文部科学省告示第 132 号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。

2. 届出期日について

改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに文部科学大臣宛に提出すること。

3. 提出方法等について

- (1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

① 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「新基準」という。）の第一号様式から第四号様式、注記事項（新基準第 40 条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 21 号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 43 条第 2 項の規定により準用する改正私学法第 104 条第 2 項に基づ

く財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。

- (2) 会計監査報告の原本が電子形式である場合には、当該会計監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。第一の3.(3)及び(4)において同じ。）を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。
- (3) 会計監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該会計監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。
- (4) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

4. 内訳表の作成及び提出について

- (1) 内訳表の作成については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成すること。
- (2) 文部科学大臣に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。

5. 人件費支出内訳表の監査について

- (1) 私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士等の監査は、昭和46年5月10日付け文管振第69号文部省管理局長通知「日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記のIの4を踏まえ、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に行われていることについて、このたび「学校法人内部の正規の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に

定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。

- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正私学法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができるここと。

第二 公認会計士等の業務制限について

学校法人が令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

第三 都道府県知事への書類の提出等について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、会計監査人を置かない学校法人は、改正助成法第14条第2項の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書（改正私学法第104条第3項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。監査の具体的な内容については所轄庁の定めるところによること。
2. 同項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査の免除に係る所轄庁の許可については、上記第一の1. (2)に準じて所轄庁の定めるところによること。

第四 都道府県知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第3条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略できるものとすること。
2. 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとすること。

第五 通知の廃止について

1. 以下の通知は、令和 6 年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。
 - ・平成 27 年 3 月 30 日付け 26 文科高第 1120 号文部科学省高等教育部私学部長通知「平成 27 年度以後の監査事項の指定について（通知）」（文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛）
 - ・平成 27 年 3 月 30 日付け 26 文科高第 1121 号文部科学省高等教育部私学部長通知「平成 27 年度以後の監査事項の指定について（通知）」（各都道府県知事宛）
 - ・令和 3 年 12 月 27 日付け 3 文科高第 1131 号文部科学省高等教育部私学部長通知「「平成 27 年度以後の監査事項の指定について（通知）」の一部改正について（通知）」（文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛）
 - ・令和 3 年 12 月 27 日付け 3 文科高第 1131 号文部科学省高等教育部私学部長通知「「平成 27 年度以後の監査事項の指定について（通知）」の一部改正について（通知）」（各都道府県知事宛）
2. 以下の通知は、令和 6 年度に係る会計処理及び計算書類の作成を限りとして廃止すること。
 - ・昭和 48 年 2 月 28 日付け文管振第 53 号文部省管理局長通知「都道府県知事を所轄する学校法人における学校法人会計基準の運用について（通知）」

本件担当 :

【提出書類の内容に関すること】

文部科学省高等教育部私学部参事官付財務調査係

電話 : 03-5253-4111 (内線 2539)

メールアドレス : sigsanji@mext.go.jp

【文部科学大臣への書類の提出に関すること】

文部科学省高等教育部私学助成課総括係

電話 : 03-5253-4111 (内線 2544・2579)

メールアドレス : sigakujo@mext.go.jp